

仕様書等に関する質問への回答について

業務名：横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（生活援助・子育て支援）

掲載する質問	回答
1 第4様式 ひとり親家庭等日常生活支援事業 登録申込書において「通常利用（6か月）」or「定期利用」かわかるようにしてほしい ・当方としてご利用者が定期利用か通常利用か？把握するのに高頻度で困っている ・利用者自身が把握していないケースが多く 暇な形で弊社に伝えてくるので 事業者にも本当にきちんと把握できるようにしてほしい	令和7年度の要綱改正に伴い、証明書に利用事由を記載することになりました。 改正後の証明書では、 「定期利用」は「所定労働時間外の就業」と記載しております。そのほかの事由につきましては「通常利用（6か月）」とご認識ください。
2 事由変更で継続になった場合に、通知がほしい（メールだけでも） 利用者から言ってこないケース多く、当方で把握できおらず、何かの拍子で発覚して利用者や横浜市の方に電話などでやりとりするのがちょっと無駄な時間と感じる	証明書発行後の事業者の登録、日程調整につきましては、利用者と事業者での直接のやり取りをお願いしております。 利用者には事由変更後に同じ事業者を継続する場合には、その旨をお伝えいただくよう引き続き周知を徹底してまいります。
3 要領の第5条4、病児における子育て支援について、「投薬する必要がないこと」というのは、ヘルパーが児童に薬を飲ませる必要がなくとも、児童が薬を服用している期間には支援を実施しないという認識でよろしいでしょうか？	「投薬する必要がないこと」について、業務として投薬が含まれないという意味で、必ずしも児童が薬を服用している期間には支援を実施しないということではありません。 病児への支援にあたっては児童の体調などの状況を鑑み、ご判断いただけますと幸いです。 なお、要領第5条第5項のとおり、支援を実施しないという判断をすることも差し支えありません。
4 要領の第5条4、児童が病時の場合について書かれていますが、親が疾病の場合の支援実施ガイドラインはありますか？要領の第5条5に書かれているように、状況を聞き取りの上、事業者判断でお断りすることも可能という認識でよろしいでしょうか？	親が疾病の場合も、要領第5条第4項に準ずる形となります。 また、要領第5条第5項のとおり、支援を実施しないという判断をすることも差し支えありません。
5 単価の引き上げありがとうございます。週末の活動のニーズが高いのですが、土日祝の加算の予定はございますか？	令和8年度の委託料において、土日祝の加算はありません。 いただいたご意見は、今後の事業運営を検討する際の参考とさせていただきます。
6 ・申請をすれば最大18か月まで利用できるようになった経緯を教えてください。 ・今回の仕様書より「支援期間は過去の利用期間を含め、利用期間及び利用更新期間を合わせて、利用者一人につき最大18か月とする。」と記載がございますが、派遣事由が変更になった場合も含めてということでしょうか。	従前は、同じ事由で利用する場合の利用期間についてを概ね6か月と定めているのみでしたが、令和7年度の利用規定改正に伴い、「支援期間は過去の利用期間を含め、利用期間及び利用更新期間を合わせて、利用者一人につき最大18か月とする。」と変更しました。 事由が変更になった場合においての利用も最大18か月の中に含まれます。 なお、従来通り、定期利用以外の事由については一時的な支援（最大6か月）です。
7 市への利用申請の段階で、キャンセル料の支払いを申請者へ念入りに確認し、その上で利用を承認していただくことは可能か？	本事業の利用における注意点は、電話相談でのお伝えや証明書発行の際に利用規定を添付し、ご確認いただくようご案内しております。今後とも利用規定の周知を徹底してまいります。
8 他の子育て支援事業の請求書に押印は不要ですが、ひとり親家庭等日常生活支援事業の請求書への押印が必要なのはなぜでしょうか？	請求書の押印については省略できる場合がございます。 請求時にご不明点がございましたらお問合せください。
9 ・高価なマンションにお住まいで居室もきれいにされているお宅ですが、掃除のご依頼をいただく場合があります。本当にこの支援は必要なのか？と疑問に思うこともありますが、市としてどのようにお考えでしょうか。 ・支援訪問時、保護者の方がソファーに座られスマホをいじられるご家庭があります。 何かご事情があるのかもしれません、その間に家事などできるのではないかと疑問に思うことがあります。	ひとり親家庭の課題状況は様々であるため、利用者の家庭状況等につきましては、一概に判断することはできませんが、本事業においてできる支援は、「日常で生じる最低限の家事・育児」です。 その旨は利用規定や案内チラシに記載しておりますが、今後とも周知を徹底してまいります。 また、範囲を超える部分の支援については、お断りいただきて差し支えありません。
10 最近、事前の面談、顔合わせ等ご希望の方が増えてきました。市の方で面談（利用者がどんな方なのか、疾患の有無など、支援内容の説明）を実施していただくことはできませんか。	本市で面談を実施することは基本的には想定しておりませんが、もし、対応でお困りの場合には、本市までご相談ください。